

現行保育制度を堅持し、拡充を求める意見書

いま、国民生活を取巻く状況が大きく変化する中で、安心して子育てができる環境の整備が求められている。なかでも、子どもを預けて働きたいという要望がこれまでになく高まっているが、現実に入れる保育所の数が足りないという状況が各地で生まれている。また、待機児童が少ない自治体においても、未満児保育の需要は依然として高く、現在の保育所だけでは対応できない状況になっている。

こうした要望に応えるためにも、公立保育所の整備拡充が求められているが、公立保育所に対する補助金制度が廃止され一般財源化となったことにより、自治体の財政負担が大きいことから事実上困難となっている。現在民間保育所の保育所整備に対しては「安心子ども基金」があるが、基金の活用は平成 23 年までとなった。

どの地域においても安心して子どもが育てられるよう、国が公立保育所建設の目標と計画を明確に打ち出し、予算を組むことが求められている。

そのためにも、国において、児童福祉法に基づく現行保育制度を堅持し拡充を図るためにも、下記事項について実行できるよう強く要望する。

記

1. 児童福祉法 24 条に基づく現行保育制度を堅持・拡充すること。
2. 保育所の最低基準を堅持すること。
3. 国は、市町村が責任を持って待機児童解消に向けて取り組みができるよう、必要な支援と財政措置を行うこと。
4. 民間保育所運営費の一般財源化は行わないこと。
5. 保育に格差が生じる直接契約・直接補助方式を基本とした保育制度改革は行わないこと。
6. 子育てに関わる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立が図られるよう社会的環境整備をすすめること。
7. 保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増幅すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 16 日

宮城県大河原町議会

提出先 内閣総理大臣 菅 直人
財務大臣 野田 佳彦
厚生労働大臣 細川 律夫
総務大臣 片山 善博
衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 西岡 武夫 殿